

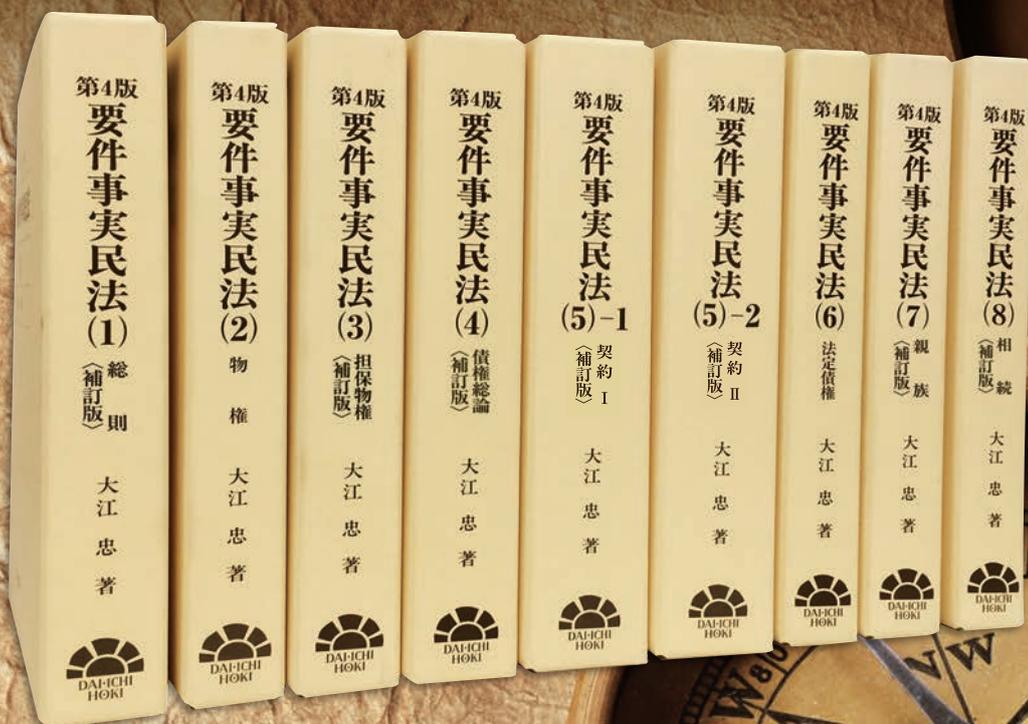
# 民法上の要件事実を逐条形式で まとめた唯一の書!

民法上の要件事実を網羅したシリーズ第4版!

## 第4版 要件事実民法

全9巻

[著] 大江 忠 (弁護士)



第4版 要件事実民法 <全9巻>		A5判 上製・ケース付
全9巻		定価66,110円 (本体60,100円+税10%)
(1)	総 則 <補訂版>	定価 8,690円 (本体 7,900円+税10%)
(2)	物 権	定価 6,380円 (本体 5,800円+税10%)
(3)	担保物権 <補訂版>	定価 7,480円 (本体 6,800円+税10%)
(4)	債権総論 <補訂版>	定価 7,920円 (本体 7,200円+税10%)
(5)-1	契 約 I <補訂版>	定価 6,820円 (本体 6,200円+税10%)
(5)-2	契 約 II <補訂版>	定価 6,820円 (本体 6,200円+税10%)
(6)	法定債権	定価 6,380円 (本体 5,800円+税10%)
(7)	親 族 <補訂版>	定価 7,700円 (本体 7,000円+税10%)
(8)	相 続 <補訂版>	定価 7,920円 (本体 7,200円+税10%)

**NEW!**  
民法改正に対応!  
判例・学説もフォローした  
補訂版



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
 Fax. 0120-302-640

# 本シリーズの特色

- 要件事実に着目し、条文ごとに解説!
- 豊富な判例情報や学説をまとめた充実のシリーズ!
- 訴訟物、請求原因ごとに解説! 答弁書作成のヒントに!

# 契約〈補訂版〉のポイント

- 改正民法に特化した内容に大幅改定!
- 新判例の動向や引用文献の見直しなど、情報をアップデート! 実務家納得の補訂版!

# 内容見本

帰責事由あり	報酬全額の請求が可能 (536条2項)	割合報酬の請求が可能 (624条の2第1号)*
双方に帰責事由なし	割合報酬の請求が可能 (624条の2第1号)*	

\*印は、624条の2第1号の「使用者の責めに帰することができない事由」に含まれる領域。

- 訴訟物** XのYに対する労働契約に基づく割合的賃金請求権  
\*XはY会社との間で、賃金月払の約定で労働契約を締結した。本件は、Xが労働に従事することができなくなったため、既にした履行の割合に応じた賃金額の支払を求めた事案である。
- 請求原因** 1 XはY会社との間で、XがY会社に対し、従業員としての労働に従事することを約し、Y会社はXに対し、月額20万円の賃金を支払う労働契約を締結したこと  
2 請求原因1の労働契約に基づく賃金の合意に関する具体的内容(締切日、支払日などを定める賃金計算・支払規定)  
3 Xは、労働に従事することができなくなったこと(原因事由)  
\*割合的報酬請求をするためには、単に「労働の一部履行」の主張にとどまると、以後労働に従事することができる場合には、労働者が労働を終了していないだけであって、報酬請求権の発生要件を充足しない余地が残る。そのため、「以後労働に従事できない事実(原因)」を主張・立証すべきこととなる(伊藤・新民法の要件事実Ⅱ〔今出川幸寛〕551頁)。  
\*労働者が「割合的報酬」を請求する場合には、使用者に帰責事由がないことについてまで労働者は主張・立証する必要はない(なお、「報酬全額」を請求しようとする場合には、労働者は、使用者に帰責事由があることについて主張・立証をする必要がある)と解される(筒井=村松・一問一答331頁)。  
\*本条1号の文言の限りでは、割合的賃金を請求する労働者

- (履行の割合に応じた報酬)
- 第624条の2 労働者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。
- 一 使用者の責めに帰することができない事由によって労働に従事することができなくなったとき。
  - 二 雇用が履行の途中で終了したとき。

1 履行の割合に応じた報酬  
旧法においては、労務の履行が途中で終了した場合等における報酬請求権の存否及びその範囲に関する規定がなかった。そこで、本条は、労務提供に対する対価としての報酬という観点から割合的な報酬請求を認め、「使用者の責めに帰することができない事由によって労働に従事することができなくなったとき」又は「雇用が履行の途中で終了したとき」は、労働者は、「既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる」ことを新たに定めた。月給制の労働者が、賃金支払期間の途中で退職した場合であっても、労働者は、この規定を根拠に、既往の労働に対する賃金を請求できることになる(しかし、このことは、賞与支給日に会社に在籍していることを支給要件とする就業規則の有効性(下記2参照)に影響を与えるものではない)。  
なお、「使用者の責めに帰すべき事由」により労務の提供ができなくなった場合は、労働者は、536条2項の法意に照らして、対応する期間における報酬全額を請求することができる(筒井=村松・一問一答229頁)。  
(1) 労働に従事することができなくなった場合(本条1号)  
本条1号は、使用者(債務者)の責めに帰することができない事由によって、労働者(債権者)が労働に従事することができなくなったときの規律である。

いと解している。この理由について、伊藤・新民法の要件事実Ⅱ〔今出川幸寛〕551-552頁は、①労働者が、「使用者の責めに帰することができない事由」の評価根拠事実を主張立証できなければ既履行報酬請求権が否定され、逆に、使用者が「使用者の責めに帰することができない事由」の評価根拠事実(言い換えれば、「使用者の責めに帰すべき事由」の評価根拠事実)を主張立証すると、本条1号に該当する場合ではないから、労働者が既履行分報酬請求権を失うという結論は不都合であり、②使用者の帰責事由によって労働に従事できなかった場合、536条2項により、労働者は全額の報酬から得た利益を控除した額の請求権を取得するに、報酬全額の一部である既履行労働分の報酬請求権が発生しないとするのは論理矛盾であると説明する。  
\*本条1号の「使用者の責めに帰することができない事由」とは、上記表でいう「労働者に帰責事由あり」と「双方に帰責事由なし」に対応する(2箇所の\*印)。

4 請求原因2の支払基準に照らして、既にした履行の割合に応じた賃金額  
(2) 雇用が履行の途中で終了した場合(本条2号)  
本条2号は、雇用契約が、解雇や労働者の退職、死亡などの理由により、労務の履行が途中で終了したときの規律である。この場合、上記(1)の設例の請求原因3が、例えば、「Xが令和〇年〇月〇日退職したこと」に置き換えることになる。

詳細・お申し込みはコチラ  
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規ストア

検索



## 申込書〈第一法規刊〉

書名	価格	部数
第4版 要件事実民法 全9巻	定価66,110円(本体60,100円+税10%)	部
第4版 要件事実民法(1) 総則〈補訂版〉 [068841]	定価 8,690円(本体 7,900円+税10%)	部
第4版 要件事実民法(2) 物権 [103408]	定価 6,380円(本体 5,800円+税10%)	部
第4版 要件事実民法(3) 担保物権〈補訂版〉 [063297]	定価 7,480円(本体 6,800円+税10%)	部
第4版 要件事実民法(4) 債権総論〈補訂版〉 [064501]	定価 7,920円(本体 7,200円+税10%)	部
第4版 要件事実民法(5)-1 契約Ⅰ〈補訂版〉 [075853]	定価 6,820円(本体 6,200円+税10%)	部
第4版 要件事実民法(5)-2 契約Ⅱ〈補訂版〉 [075861]	定価 6,820円(本体 6,200円+税10%)	部
第4版 要件事実民法(6) 法定債権 [103424]	定価 6,380円(本体 5,800円+税10%)	部
第4版 要件事実民法(7) 親族〈補訂版〉 [069336]	定価 7,700円(本体 7,000円+税10%)	部
第4版 要件事実民法(8) 相続〈補訂版〉 [068007]	定価 7,920円(本体 7,200円+税10%)	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。  
\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。  
(いずれかを✓で選択ください。) □代金引換により支払います。 □現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのお購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

ご住所 \_\_\_\_\_

事務所名 \_\_\_\_\_  公用  私用

フリガナ \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

ご氏名 \_\_\_\_\_ 様  E-mail \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

お客様の個人情報の取扱いについて  
お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)がフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
☎ FAX.0120-302-640

書店印

- 要件民法4(1)補 (068841)
- 要件民法4(2) (103408)
- 要件民法4(3)補 (063297)
- 要件民法4(4)補 (064501)
- 要件4(5)1補 (075853)
- 要件4(5)2補 (075861)
- 要件民法4(6) (103424)
- 要件民法4(7)補 (069336)
- 要件民法4(8)補 (068007) 2021.10 HO